

令和5年度地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー  
第2回 誰もが楽しめるスポーツ施設の官民連携の活用



スポーツ庁

# 誰もが安心して気軽に利用できる スポーツ施設 ～ユニバーサルデザイン化の推進～

令和6年1月26日

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付

## 地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、  
地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる  
環境を整備していくことが求められる。

### スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、**利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善**、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

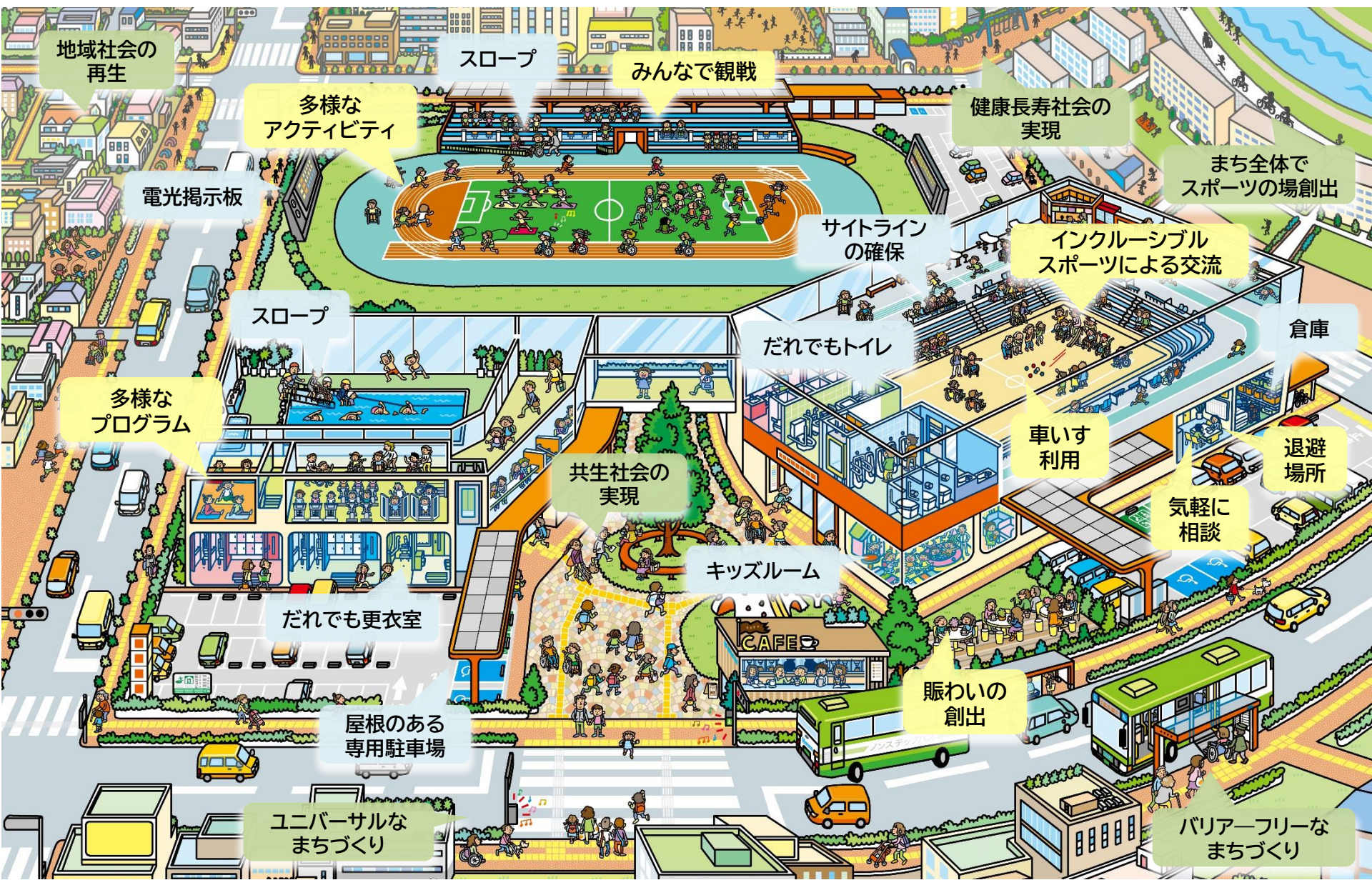
2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、**障害者等の利便性の向上を図る**よう努めるものとする。

### 第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

Ⅰ 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、**性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等**について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。



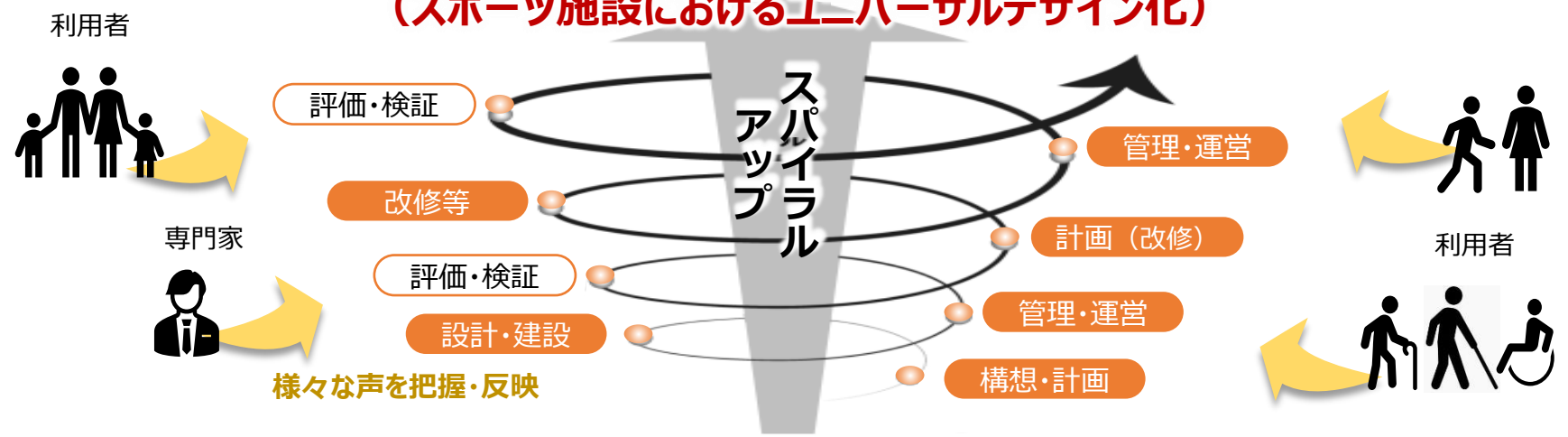




# スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進のポイント

- Point1**      **スポーツ施設におけるユニバーサルデザインは、「すべての人」が対象であること**  
 スポーツ施設の利用のしやすさは、個人によって異なるため、多種多様な人の利用を想定することが必要
- Point2**      **はじめから、どのようにすればできるのかといった発想をもつこと**  
 多様な人の利用のために、「できない」ではなく、どのようにすれば良いか、はじめからの検討が必要
- Point3**      **様々な利用者のニーズに応じたデザインは多種多様であること**  
 スポーツ施設の整備や管理・運営にあたっては、これまでの既存の取組にとらわれず、多角的な検討が必要
- Point4**      **常に、様々な利用者の声を把握し、対応を検討すること**  
 多様な利用者の声を聞いて、どのような対応を図ればよいかの検討に活かすことが重要
- Point5**      **絶えず見直し・改善を行い、スポーツ施設の魅力の向上**  
 求められる施設のあり方に応じて、絶えず創意工夫による改善を図ることが必要

## 誰もが気軽に親しむことができる場へ (スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化)



【ガイドブックの対象】

地方公共団体

- スポーツ施設を保有している
- スポーツ施設を新築・改築しようとしている

民間事業者

- スポーツ施設の計画・構想の策定支援
- スポーツ施設の設計・建設
- スポーツ施設の管理・運営
- 民間スポーツ施設を保有

民間事業者が福利厚生施設として保有しているスポーツ施設や一般開放等を行なっている学校体育施設等でも参考となる

スポーツ施設の利用を想定される属性

障害者

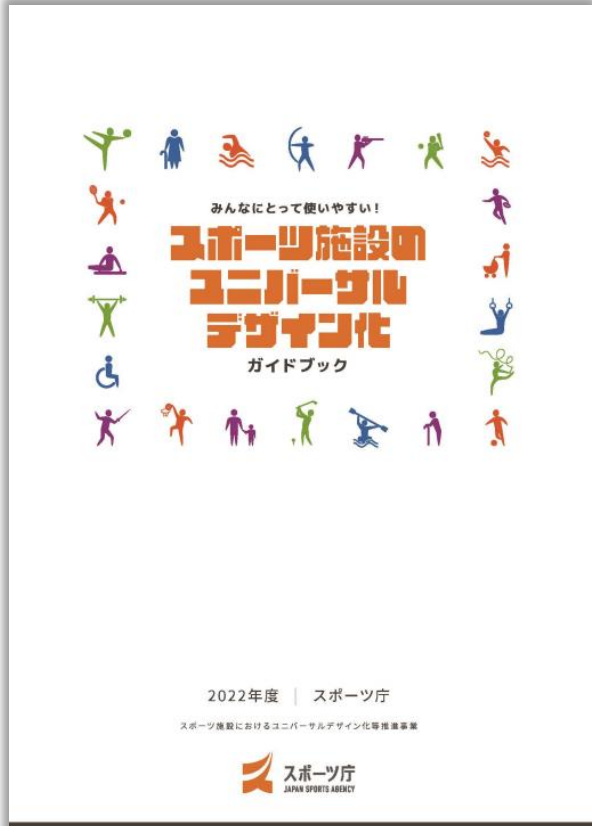
- ① 肢体不自由 (立位・車いす利用)
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚障害
- ④ 内部障害
- ⑤ 知的障害
- ⑥ 精神障害
- ⑦ 発達障害

健常者\*

- ⑧ 高齢の方
- ⑨ 子育て親世代
- ⑩ 女性 (妊婦/一般女性)
- ⑪ 子ども
- ⑫ 外国人
- ⑬ LGBTQ+

※本ガイドブックにおいて、形式上、障害者と健常者と分けているが、「障害者 = 健常者 (常に健やかな者) ではない」ということではない

【ガイドブックで扱う対象】



本編

資料編

事例編

## 第1章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の現状

- ・ スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の現状、課題の整理

## 第2章 誰もが利用しやすいスポーツ施設のあり方

- ・ スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化のあり方や目指す姿、実現に向けた考え方

## 第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項

- ・ 具体的に配慮すべき事項について、「課題→対応事項→事例」等といった形で紹介

## 第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて

- ・ ユニバーサルデザイン化の推進に向けたSTEPを解説 <実践編>

- 1 ユニバーサルデザイン化の推進に向けたチェックシート
- 2 利用属性ごとのリスクと望まれる配慮事項
- 3 スポーツ施設内の各場所に臨まれる配慮事項
- 4 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に活用できる支援策
- 5 その他、参考となるガイドブック等の紹介

- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 01 | 日本財団パラアリーナ（東京都品川区）                   |
| 02 | 袋井市総合体育館（さわやかアリーナ）（静岡県袋井市）           |
| 03 | 鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア（鳥取県鳥取市）         |
| 04 | 武豊町屋内温水プール（CCNCプールたけとよ）（愛知県武豊町）      |
| 05 | 舞鶴文化公園体育館（京都府舞鶴市）                    |
| 06 | シェルターインクルーシブプレイスコパル（山形県山形市）          |
| 07 | 武蔵野の森総合スポーツプラザ（東京都調布市）               |
| 08 | かみす防災アリーナ（茨城県神栖市）                    |
| 09 | 北九州市障害者スポーツセンターアレアス（福岡県北九州市）         |
| 10 | 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（神奈川県横浜市）         |
| 11 | 勤労身体障害者教養文化体育館SAGAパラスポーツセンター（佐賀県佐賀市） |
| 12 | 日野市立南平体育館（東京都日野市）                    |
| 13 | 町田GIONスタジアム（東京都町田市）                  |

## （紙面イメージ）課題→対応事項→事例

### 2-1 施設へのアクセシビリティの確保

- 課題**
- ・ 公共交通を利用してスポーツ施設に來館することができない利用属性や、地域によっては、自動車を利用して來館する人がいます。その利用者の來館に対する障壁とならないよう、駐車場等の受入環境を整備することが求められます。
  - ・ 特に、高齢者や妊婦、身体障害のある利用者は、自動車の乗降に苦勞します。介助者・介護者がいる利用者や乳幼児等がある親にとっては、標準的な駐車スペースだと狭く、不便を感じることがあるため、適切なスペースの確保が必要です。

### 1. 想定される利用属性を踏まえ、優先駐車場スペースの設置

- 駐車場を設ける際、車いす使用者用駐車施設を設置しましょう。施設までのアクセスを考慮すると、施設の入口に一番近い場所（経路の長さができるだけ短くなる位置）に設けましょう。（入口が複数ある場合は、一カ所に固めずに分散して設置することを検討しましょう）
- 車いす利用者や介助・介護等が必要な人は、乗り降りの際に広いスペースが必要となるため、標準的な駐車スペースに比べて広いスペースを確保しましょう。
- また、車いす利用者専用だけでなく、身体障害者や妊婦等歩行が困難な利用者に対しても、乗降しやすいよう、「障害者専用駐車区画」や「おもいやり駐車場」のスペースの確保も検討しましょう。

### 参考事例

- ・ 「車いす使用者用駐車施設」の数については、バリアフリー法で基準が定められていますが、施設利用者を想定し、基準以上の数を検討することによって、様々な利用者にとって利便性の高い環境を構築することができますと考えます。



車いす利用者が乗降する自動車(福祉車両等)は、一般より大きく、横から乗降するものと後ろから乗降するものがあるため、後方部のスペースも確保することが望ましい。もし駐車スペースが確保できない場合は、停車用スペースを別に確保しましょう。



導入

概要版


まずは、スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化について、どのようなものなのか概略を把握しましょう！

理解促進

本編 + 事例編

理解を深めるため、本編の内容や具体的な事例等を確認しましょう！

確認

 **資料編 1** チェックシート

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化を理解したら、**各施設の現状を確認！**

- 新改築施設** 「構想・計画」「設計・建設」チェックシート
- 既存施設** 「管理・運営」チェックシート

**推進のためのSTEP①～⑥に留意**

チェックシートを用いて、施設の現状を把握  
不足事項の洗い出し・対応の方向性検討

本編 第3章 + 資料編 2・3 配慮事項

本編を確認し  
対応策を検討

実践

取組の実施  
フェーズ①～④


資料編 4  
支援策

検討した対応策を実施し、施設のユニバーサルデザイン化を推進していきましょう！

資料編 2・3  
配慮事項

各利用属性や場所で困ったことがあれば、参考書として活用し、対応を検討しましょう！



 資料編のチェックシート

「3. 管理・運営」

## 既存施設

# ユニバーサルデザイン化の取組状況の確認

### 1) チェックシートを用いてスポーツ施設の現状確認

- 「2. 設計・建設」チェックシート → 利用者が設備面で使いづらい箇所の確認
- 「3. 管理・運営」チェックシート → 施設としての取組、スタッフの対応という面で利用者にとっての使いづらさにつながっている可能性のある点の確認



### 2) 施設利用者の観察

施設内で、利用者がどのような行動をとっているのか把握  
 利用状況や気づいた点等は、記録し、蓄積 → 見直し・改善策を検討する際の基礎資料



### 3) 施設利用者の声の把握

- 1 意見の収集・聴取 : 意見箱の設置
- 2 意見への対応 : 定期的に対応方針・対応状況等を利用者へ周知

### 4) 知見のある専門家等による施設確認

スポーツを「する」「みる」に  
 知見のある専門家や、利用者属性に該当する当事者・団体等を招聘し、スポーツ施設の状況を第三者の目線で確認

**オリエンテーション**

自己紹介、施設の概要説明、重点チェック項目の確認等



**現地での点検・助言**  
(新築計画中の場合は図面)


実際に利用するルートに沿って、一連の動作を点検



**意見交換**

点検箇所ごとに各アドバイザーの視点から助言



 **ガイドブック**

「3 『管理・運営』で配慮すべき事項 (58頁)」



資料編のチェックシート  
「1. 構想・計画」

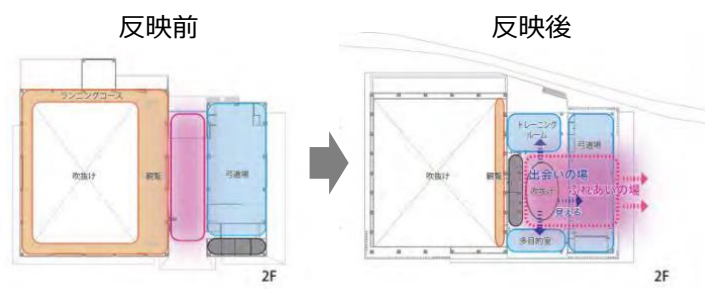
## 新規施設

# スポーツ施設の構想・計画の策定

ガイドブック  
「1 『構想・計画』で配慮すべき事項 (28頁)」

外部発注する場合は、仕様書の内容確認！

- ✓ 利用者となる住民意見の把握
- ✓ 多くの意見を反映した構想・計画づくり



①基本計画の検討

- 体育館の利用者**  
体育館の利用者へアンケート調査を実施(回収数 200 件)  
・利用状況  
・期待する設備・サービス など
- 関係スポーツ団体**  
体育協会加盟団体及びNPO 法人の協会等へヒアリング調査を実施
- 市民**  
パブリックコメントや住民説明会の実施
- ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会**  
協議会委員への意見聴取
- 施設運営管理者**  
アンケート調査の実施

②基本設計、実施設計の検討

第1回 新しい南平体育館に期待すること  
第2回 ディスカッション スポーツと健康  
第3回 ディスカッション 交流  
第4回 ディスカッション 防災

<参加者(延べ 130 名)>

- ・(一社) 日野市体育協会
- ・ななほBON祭り実行委員会
- ・日野市健康づくり推進員
- ・日野市視覚障害者協会
- ・南平緑と水のネットワーク
- ・日野市消防団第七分団第二部
- ・(一社) 平山台文化スポーツクラブ
- ・日野市聴覚障害者協会所属者
- ・日野市スポーツ推進委員
- ・日野市立七生中学校
- ・新川辺自治会
- ・地域包括支援センター すずらん
- ・南川辺自治会
- ・自立生活センター日野
- ・ひばりが丘自治会
- ・南平仲通り自治会
- ・松が丘自治会
- ・日野市地域協働課
- ・日野市都市計画課
- ・日野市文化スポーツ課
- ・社会福祉法人 東京光の家
- ・東京都立八王子盲学校
- ・日野市登録手話通訳者
- ・日野市建築営繕課
- ・日野市緑と清流課
- ・日野市健康課

(出典) 日野市ホームページ「南平体育館建替ワークショップ」報告書

資料編のチェックシート  
「2. 設計・建設」

## 新規施設

# 様々な利用者属性に配慮した設計・建設

外部発注する場合は、仕様書の内容確認！

- ✓ 施設で要求する性能規定
- ✓ 設計内容の審査基準の参考

ガイドブック  
「2 『設計・建設』で配慮すべき事項 (35頁)」

○神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備事業 (要求水準書)

イ ユニバーサルデザイン

- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もが利用しやすいように配慮すること。計画に当たっては、スポーツ庁「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」等を適宜参照すること。

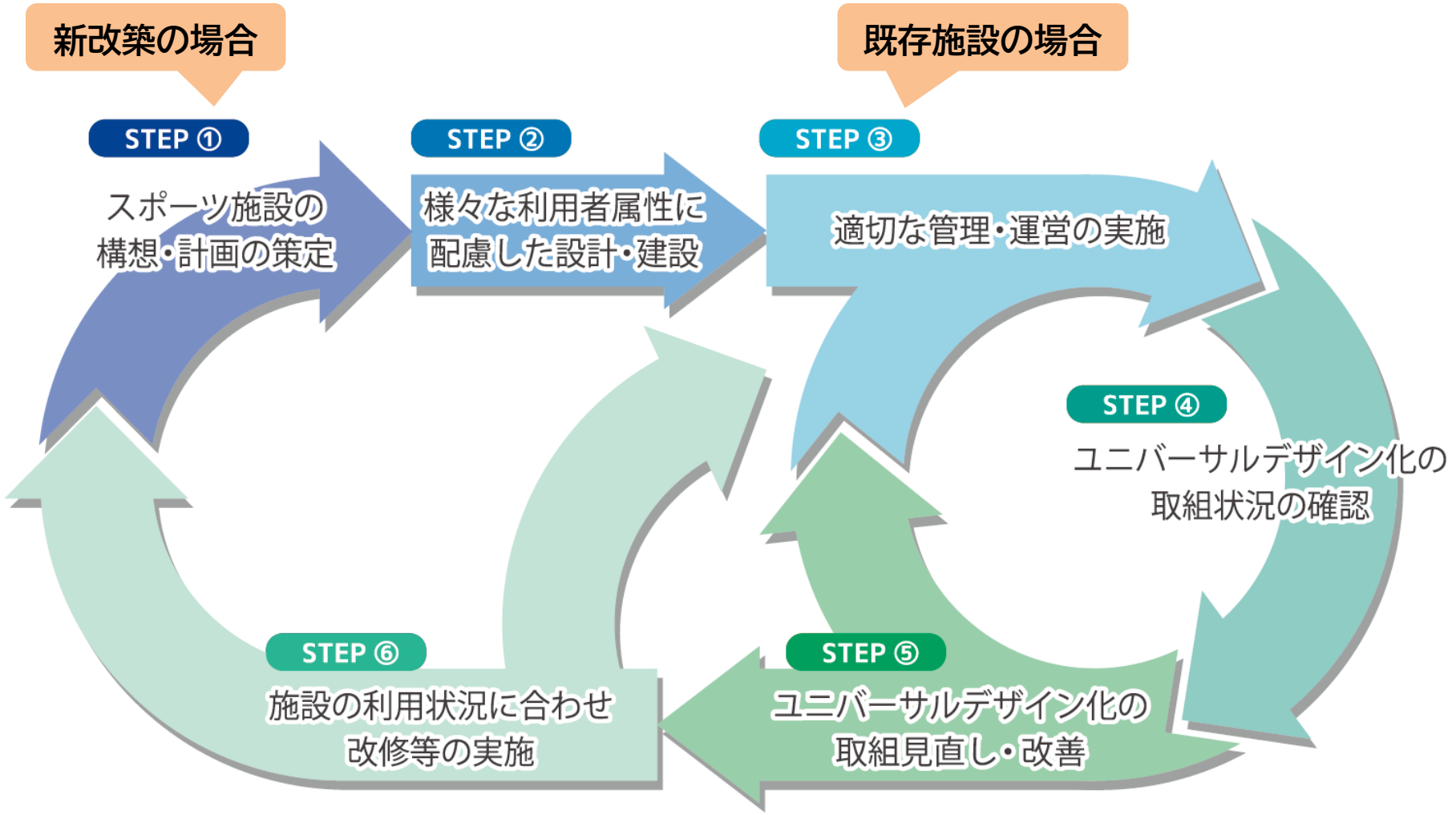
(遵守すべき法令等)

(3) 各種基準・指針等

- ・スポーツ基本計画 (スポーツ庁)
- ・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック (スポーツ庁)

# スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて

- 日頃から、スポーツ施設の現状を把握し、その対応策としての創意工夫や取組の検証、見直し・改善による**スパイラルアップ**が重要



# ご清聴ありがとうございました



## スポーツ庁 ホームページ

地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進

トップ > 政策 > スポーツの場づくり > 地域において、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり > 地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/1380329\\_00010.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00010.htm)



スポーツ庁 (japansportsagency)



スポーツ庁 (@sports\_JSA)

### 【お問い合わせ先】

スポーツ庁 参事官 (地域振興担当) 付 施設企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線3773) / Mail : stiiki@mext.go.jp

お気軽にご連絡いただくと幸いです